

令和8年3月3日

魚沼市議会議長 志田 貢 様

福祉文教委員会

委員長 星 直 樹

福祉文教委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 所管事務調査
(2) 閉会中の所管事務等の調査について
(3) その他

- 2 調査の経過 3月3日に委員会を開催し、付託案件の審査を行った。
所管事務調査については、魚沼市立小中学校再編方針(案)について及び各種計画について執行部から説明を受け質疑を行った。
閉会中の所管事務等の調査については、これを行うこととした。
その他で、令和8年度地方税法改正(案)について、令和8年度地方税法改正に伴う国民健康保険税の課税限度額等の見直し(案)及び子ども・子育て支援金について、魚沼市新ごみ処理施設整備基本計画(案)及び関連事項について、「のるーと魚沼」の実証運行状況等について、魚沼市省エネルギー家電等入替促進事業の拡充について並びに災害救助法適用に係る要援護者の除雪支援について執行部から説明を受け質疑を行った。

福祉文教委員会会議録

1 審査事件

- (1) 議案第 25 号 魚沼市医師等修学資金貸与条例の一部改正について
- (2) 議案第 26 号 児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について
- (3) 議案第 27 号 魚沼市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- (4) 議案第 28 号 魚沼市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- (5) 議案第 29 号 魚沼市介護保険条例の一部改正について
- (6) 議案第 30 号 魚沼市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定について
- (7) 議案第 31 号 魚沼市体育施設条例の一部改正について
- (8) 議案第 39 号 指定管理者の指定について（魚沼市響きの森文化会館）
- (9) 議案第 40 号 指定管理者の指定について（魚沼市障害者支援施設ひろかみ工芸）
- (10) 議案第 41 号 指定管理者の指定について（魚沼市障害者支援施設わかあゆ社）
- (11) 議案第 42 号 指定管理者の指定について（魚沼市ボランティアセンター）
- (12) 議案第 43 号 指定管理者の指定について（魚沼市小出老人福祉センター）
- (13) 議案第 44 号 指定管理者の指定について（魚沼市広神老人福祉センター）

2 調査事件

(14) 所管事務調査

- (1) 魚沼市立小中学校再編方針（案）について
- (2) 各種計画について
 - ① 第 3 次魚沼市環境基本計画（案）
 - ② 第 3 次魚沼市一般廃棄物処理基本計画（案）
 - ③ 第 2 次魚沼市地域公共交通計画（案）
 - ④ 健康うおぬま 21（案）
 - ⑤ 第 2 次魚沼市人権教育・啓発推進計画（案）
 - ⑥ 魚沼市教育大綱
 - ⑦ 第 3 次魚沼市生涯学習推進計画（案）
 - ⑧ 魚沼市こども計画（案）
 - ⑨ 第 2 次魚沼市子ども読書活動推進計画（案）
- (15) 閉会中の所管事務等の調査について
- (16) その他
 - ① 令和 8 年度地方税法改正（案）について
 - ② 令和 8 年度地方税法改正に伴う国民健康保険税の課税限度額等の見直し（案）及び子ども・子育て支援金について
 - ③ 魚沼市新ごみ処理施設整備基本計画（案）及び関連事項について

- ④「のるーと魚沼」の実証運行状況等について
- ⑤魚沼市省エネルギー家電等入替促進事業の拡充について
- ⑥災害救助法適用に係る要援護者の除雪支援について

3 日 時 令和8年3月3日 午後1時30分

4 場 所 本庁舎3階 委員会室

5 出席委員 磯部竜太郎、佐藤卓摩、星 直樹、大平恭児、渡辺一美
(志田 貢議長)

6 欠席委員 古田島 丞

7 説明員 内田市長、樋口教育長、吉澤市民福祉部長、大塚教育委員会事務局長、
戸田市民福祉部副部長、和田市民課長、大羽賀税務課長、関生活環境課長、
茂野介護福祉課長、小山健康増進課長、岡部学校教育課長、
青柳生涯学習課長、浅井子ども課長

8 書 記 坂大議会事務局長、関間副参事

9 経 過

開 会 (13:30)

星委員長 古田島委員から欠席の届出がありましたので、報告します。

定足数に達していますので、ただいまから福祉文教委員会を開会します。本日はボリュームのある内容となっています。スムーズな進行に協力をお願いします。まず、本委員会に付託されました議案について審議願います。

(1) 議案第25号 魚沼市医師等修学資金貸与条例の一部改正について

星委員長 日程第1、議案第25号 魚沼市医師等修学資金貸与条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明はありますか。

内田市長 ありません。

星委員長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

磯部委員 1点、お伺いさせていただきます。こちらは市長が適当と認める外国の大学及び外国の私立大学、保健師養成所を加えていたかと思うのですが、加えた理由を伺ってもよろしいですか。例えばこれらに進学された方から申請が来て対応できなかったとか、そういう事例がおありだったのでしょうか。

吉澤市民福祉部長 まず、外国の大学につきましては、実際にそういう応募者の方がいらっ

しゃいました。その時点では、この条例は国内の大学のみを想定していたことから、その応募者に対する支給の根拠となるところが定まっていなかったというところであります。今回改正された暁には、遡及してその応募者に対して新しい給付といいますか、改正後の条例の内容で交付を行いたいと思っております。

それから、保健師につきましては、これは保健師を対象とした令和6年の条例改正のときだったんですが、そのときに端的に言って改正漏れがありました。学校教育法による学校というところは既に定めてあったんですが、保健師に関してはほかの看護師・助産師と同じ扱いを条例の条文上ではしていなかったため、今回の改正に合わせてそこを補ったというところであります。以上です。

渡辺委員 外国で医師免許を取った場合には、日本で医師をするというときにその免許が日本の医師免許と同じというか、何もせずとも医師として働けるのかどうか、お聞かせください。

吉澤市民福祉部長 あくまでも、国内で医師となるにはその資格を取得しないといけません。外国の大学の医学部を卒業する、イコール日本で医師として働けるということにはならないのですが、そこについてはどこの国かにもよるところがあるそうですし、幾つか段階は違うようであります。最終的には日本の資格を取得した後に日本で医師として勤務することが可能になるということであります。

渡辺委員 国内であっても、医師免許が取れなかった場合にはその奨学金について免除できないということになるかと思えます。例えば、日本の大学の場合ですと大学で医師免許を在学中に取って、その後2年なり研修をしてということになるかと思うんですが、外国の場合はどのようになるのでしょうか。

吉澤市民福祉部長 これもどこの国かによるところもあると思うんですが、まず海外の医学部を卒業した場合、厚生労働省による個別認定審査というものがあるんだそうです。その後、日本語診療能力審査、それから医師国家試験受験資格の認定というのを経て、医師国家試験の受験をするというコースが1つ。もう1つは、医師国家試験の予備試験受験資格認定というものを取得した後に、医師国家試験予備試験を経て1年以上の実地修練というものを行った後、今度日本の医師国家試験の受験ということで、幾つかコースはあるようですが、医師国家試験を取得した後は医師免許取得ということになって、そこから先は日本の大学医学部を卒業した医師と同様ということであります。

渡辺委員 そうしますと、日本の場合は6年修了時ですか、海外の場合も6年なり、国によって修了期間というのは違うのでしょうか。

吉澤市民福祉部長 日本と同様に6年のところもあるそうですし、7年だったか、6年でない外国の医学部もあるようであります。

渡辺委員 貸与の期間というのは恐らく6年ではないかと思っているんですが、その辺りの期間が違う場合にはどのように対応するのか。そしてまた、私の勘違いかもしれないんですが、4年生のときに一応国家資格を取ってその後2年間の研修というのではなくて、やはり6年生のときに4年終わるとそれぞれのところに2年間行ってその後国家資格ですか、現場に就く前に私は試験を受けると思っていたんですが、その辺はどうなっていますか。

小山健康増進課長 まずはじめに、貸与期間の関係については今回改正いたします第3条第2項によりまして、外国の大学で、先ほど部長が申し上げましたように、卒業の年数が日

本と違っているということで、ただし書を設けて柔軟に対応できるようにしたところであり
ます。

国家資格については通常6年で、卒業年次に試験を受けるということになっております。

星委員長 ほかにありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よ
って、討論を省略し採決することに決定しました。

これから議案第25号 魚沼市医師等修学資金貸与条例の一部改正についてを採決しま
す。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議
なしと認めます。よって、議案第25号は、原案のとおり可決すべきものと決定されまし
た。

(2) 議案第26号 児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理につ いて

星委員長 日程第2、議案第26号 児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例
の整理についてを議題といたします。執行部から補足説明はありませんか。

内田市長 ございませぬ。

星委員長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

大平委員 これはこども誰でも通園制度に通じる制度ということだと思うのですが、実際魚
沼市に適用する場合の市独自の基準に当てはめるのか。それとも国基準に、例えば利用時
間、保育単価、保護者負担ですとか、そういう部分はどのように考えているのか伺いた
いと思います。

大塚教育委員会事務局長 この議案第26号につきましては、こども誰でも通園制度について
直接かかる条例ではありませんで、児童福祉法の改正によって児童福祉法から引用して
いる条項の番号が変わったりした部分について、引用している部分の条項の番号を改正す
る条例になります。

大平委員 それでは、私が最初に言ったのは違う趣旨ですか。

大塚教育委員会事務局長 そちらにつきましては、次の議案第27号と28号の条例によるもの
になります。

星委員長 ほかにありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よ
って、討論を省略し採決することに決定しました。

これから議案第26号 児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理
についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませ
んか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第26号は、原案のとおり可決すべ
きものと決定されました。

(3) 議案第27号 魚沼市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 の制定について

星委員長 日程第3、議案第27号 魚沼市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。執行部から補足説明はありますか。

内田市長 ございません。

星委員長 これより質疑を行います。質疑はありますか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し採決することに決定しました。

これから議案第27号 魚沼市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第27号は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(4) 議案第28号 魚沼市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

星委員長 日程第4、議案第28号 魚沼市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。執行部から補足説明はありますか。

内田市長 ございません。

星委員長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

大平委員 では、これがこども誰でも通園制度による改正だと思うので、若干お話を聞きたいと思います。まず、これは先ほど申し上げたとおり国基準等がいろいろ示されたと思いますが、市条例として具体的に実施するときは例えば利用時間とか費用負担とか、そういう部分については独自に行う予定としているのかどうか、そこをまず伺いたいと思います。

大塚教育委員会事務局長 委員おっしゃるとおり、まずこの条例につきましては国が示す基準に基づいて新たにつくる条例になるんですが、これに基づきまして今度要綱で利用時間とか利用料を定めることになっております。具体的には、利用時間は1人1か月10時間を上限、それから1時間当たり300円を予定しております。こちらにつきましては、国から要綱が示されておりまして、その基準が1時間300円、それから1か月当たり10時間を上限というところで基準をつくっておりますので、それに準じた形で本市につきましても同じような基準で実施をする予定としております。

大平委員 条例を定めて実際にこれを運用するときに、そもそも都市部は子どもの保育に対するニーズが高いところと、それからそうでないところと結構差が出てくるのではないかなと思います。我が市の現状を考えますと、こども誰でも通園制度に適用するような条件というのはあるのかなのか、そこら辺はどうでしょうか。

大塚教育委員会事務局長 委員御指摘のとおり、こども誰でも通園制度の該当になるのが3歳未満で保育園ですとかの対象にならない、そういう要件にならない家庭ということがあります。本市では、3歳未満の1歳、2歳ぐらいの子どもですと、9割ぐらいが入園しております。0歳の子どもも、かなり入園しております。都市部と比べると園に関して入園できる余裕があるという部分もありますので、ちょっと状況が違ってきているのかなと感じております。今、既に実施しております一時預かりという制度がありますが、保育園の

入園の要件でない方につきましても、例えば通院とか介護とか、あと子育てで疲れたときのリフレッシュ、レスパイトとか、そういったものについても一時預かりの対象としております。そちらは1時間当たり200円で本市はやっております。こども誰でも通園制度ということでそういったことに該当しない、要件なしで利用できるというメリットもありますが、既存の制度も併用しながらという形になりますと、どこまで需要があるのかというところは始めてみないと分からないのではないかと感じております。

大平委員 恐らく僕もそうだとは思いました。あまりニーズはないのに、この制度があるので活用しようという事業所が出てきた際に、これを入れるためにある程度職員体制を割かないといけないとか、あるいは設備的に改修しなくてはいけないとか、別建てでやらなくてはいけない負担のほう事業者にすると結構重いのではないかと思います。それをもしやる際には、例えば事業者側に何か援助とか支援みたいなものが生じるのか、自助努力でやっていく制度なのか、そこら辺について確認をさせていただきたいです。

大塚教育委員会事務局長 誰でもこども通園制度につきましては2つのパターンがありまして、一つは一般型というのと、もう一つは余裕活用型と、2つあります。一般型になりますと、この制度専用例えば部屋を設けるとか、職員を配置するとかというようなことも場合によっては必要になってきます。そういった場合には国からの助成の制度とかもあるようですが、本市がこれから予定しているものは余裕活用型というほうのパターンを考えておまして、こちらは今現在の保育園等で定員に余裕がある場合に今のこの体制のまま預かることができるという制度になっております。改めて、そういった余裕活用型を使う場合には、そういった新たな費用は生じないと考えております。

大平委員 あまり利用がないような状況も考えられるんですが、誰でも、いつでも、どこでも利用できるような条件が整えば、利用する保護者のほうからすると非常にメリットがあるかなとは思いますが、受け入れるほうは、昨年から国がこども誰でも通園制度をずっとやり、実際に事業実施に向けて準備してきたのかと思うのですが、事業者にはこういう制度自体を今周知されているのか、それともあまりそういう状況ではないのか、そこら辺はどうですか。

大塚教育委員会事務局長 事業者、具体的には市内の民間園になりますが、皆さんもこの制度につきましては承知はしております。ただ、来年度からこの事業を開始するということについて、こちらで状況を把握したところ市内の民間園では来年度については見合わせるということです。ただ、公立である市立の園につきましては、来年度はまずはなかよし保育園から実施をしたいと考えております。

大平委員 通常保育の手続では、例えば本人確認があったり、いろいろ状況を聞く聞き取りもあるのではないかなと思います。この制度は申し込めばすぐに一時預かりの延長みたいな形で誰でも、例えばはっきり言ってスマートフォンから電話とか、簡単に契約して利用できるようなものかと思うのですが、実際利用する際に手続的にはどんな形でやるのですか。

大塚教育委員会事務局長 こちらも手続が決めておまして、この制度を利用するためにはまずは申し込んで認定を受けなければなりません。その際には、家庭の状況ですとか子どもの状況ですとか必ず聞き取りを行って、家庭とか子どもの状況をきちんと把握した上でこの制度を利用してもらうというような流れになっております。それに加えて、利用

中でもきちんとそういった状況は把握しながら、もしまた次の保育園・幼稚園に入園するという段階があれば、そういったところにつなげていけるような流れの制度となっております。

大平委員 これを利用する方と通常保育を利用する方と何かトラブル、事故等があったときに行政の対応というか関わり方ですかね、それについては同じような対応をされるんですか。それとも、この制度の中で別に対応するんですか。

大塚教育委員会事務局長 この制度につきましては、従来の保育園とかこども園とか、あるいは対象が違ってきますが、幼稚園とかそういったところと連携をするような形で制度が設計されておりますので、何かそういった中でトラブル等があるようであれば通園している子どもたちと同じような形で対応していく形になるうかと考えております。

渡辺委員 今ほどの話を聞いていて疑問なのが、一時預かりと今回の制度との違いです。先ほど金額だけは分かりましたが、金額以外に何が違うのでしょうか。

大塚教育委員会事務局長 一時預かりであれば、基本的には保育園に入園するのに必要な要件というものがあありますが、そういった要件に該当しているかどうかというところがあります。こども誰でも通園制度はそういった要件は一切なくて、誰でも構いませんというところが違っているかと思えます。

渡辺委員 先ほどは一応家庭の状況とかを聞かせていただくということなので審査なりをするということなんですが、それはただ単にどういう家庭なのか、そういうことを確認するということだけで審査ではないということになるのだと思いますが、そのような理解でよろしいですか。

大塚教育委員会事務局長 家庭の状況ですとか子どもさんの状況に何か基準があるとかではなくて、どういった状況の家庭であるとかお子さんであるかということ把握するところが主眼になります。把握した上で、例えば相談ですとかそういったことにも乗るというところもこの制度の一つの趣旨になりますので、そういった部分になります。

渡辺委員 本市の一時預かりですと、一時預かりをお願いをしてこれまでに断ったりというような、一応基準があるということですので、基準に合わなくて一時預かりができなかったというような事例はあるのでしょうか。

浅井子ども課長 一時預かりで断らなければならないケースというのが、定員を超えた場合の園とかは預かれないというルールがあります。それ以外で、身体的とか、そういったことで断ったことはありません。園の規模というか、収容の関係、あと行事の関係とかでどうしてもお受けできないときもありますが、それ以外では特にありません。

渡辺委員 そうしますと、今度のこども誰でも通園制度になると、預かれないというふうに断ってはいけないということになるんですか。

大塚教育委員会事務局長 当然、余裕活用型で行う場合でも、その余裕が、枠がないときは残念ながらお断りをせざるを得ないかとは思いますが、そうでなければ、この法令等も見ますと基本的には申込みがあれば預かるというような立てつけになっております。

渡辺委員 今お話を聞いていると、今までの一時預かりとこども誰でも通園制度の差が、いま一つはっきりとしないというのが現状だと思います。そういう中で、1時間当たり200円というこれまでの価格帯と、今度1時間当たり300円という価格帯なんですが、これは統一することは法律的に難しいのでしょうか。

大塚教育委員会事務局長 一時預かりにつきましては200円と定めておりますが、このこども誰でも通園制度に関しましては国で標準的な利用料ということで300円という提示がありましたので、それにのっとっております。標準的というからには、それ以外でも多分できるのかもしれませんが、全国一律で始める制度ということでもありますので、ここにつきましては国で提示している標準的な料金というものに合わせたいと考えております。

渡辺委員 一時預かりでも、国からの補助の制度があると思っております。そしてまた、今回も預かればそれに対しての補助金が出てくると思っておりますが、そちらの差というものもございますか。

浅井子ども課長 一時預かりは、私立園等は基準が設けてありまして、一時預かりを受け入れると50名未満だと百数十万円というものが入ってくるんですが、公立園はありません。それに対して、こども誰でも通園制度は1時間当たり1,700円くらいだったかと思うんですが、それが固定価格で、どちらにしてもやることによって大きく利益が上がるというようなものではありません。お金が入ってくる仕組みもそれぞれによって若干違います。どちらが一律高いかというのは、ちょっと比較はしていないので分かりません。

渡辺委員 そうしますと、公定価格で入ってくるということは、一時預かりについては私立の保育園のほうだけに対する補助制度だというふうに、今聞かせていただきました。こども誰でも通園制度のほうは、公立であってもそこについては手当があるとなっているのであれば、たとえ1人当たり10時間だったとしても公立で預かるときにそれが多少なりとも市の予算として入ってくるのであるならば、今ここでなかよし保育園から始めたとしても300円と200円、どちらを選ぶかと言ったら、申し訳ない、200円を選ぶと思うんですね。そのことを考えれば、今年度このまま条例として通ったとしても、たとえ幾らかでも一時預かりをしたときに公立であっても補助の対象になるというところで、少し考えてみなければいけないのではないかと思います。いかがでしょうか。

大塚教育委員会事務局長 来年度始まる新しい制度でありますので、事業の実施状況を見ながら、全国的な動向も確認しながら、そういったところを含めてまた検討していきたいと思っております。

大平委員 さっき事業者の方へ周知の話をしたんですが、保護者とか対象の子育て世帯への制度の周知というのはどういう形でやるんですか。

大塚教育委員会事務局長 周知につきましては、市のホームページですとか、あと毎年年度初めにいろんな子育て施策を周知するチラシがあるんですが、そういった中にも載せたりですとか、可能な範囲で周知はしていきたいと考えています。

星委員長 ほかにありませんか。(なし) これで質疑を終結します。

討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し採決することに決定しました。

これから議案第28号 魚沼市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第28号は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(5) 議案第 29 号 魚沼市介護保険条例の一部改正について

星委員長 日程第 5、議案第 29 号 魚沼市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明はありますか。

内田市長 ございません。

星委員長 これより質疑を行います。質疑はありますか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し採決することに決定しました。

これから議案第 29 号 魚沼市介護保険条例の一部改正についてを採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 29 号は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(6) 議案第 30 号 魚沼市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定について

星委員長 日程第 6、議案第 30 号 魚沼市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定についてを議題といたします。執行部から補足説明はありますか。

内田市長 ございません。

星委員長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

渡辺委員 この条例として閲覧の手続があるということは、この 1 年に一遍とか半年に一遍とか、毎回検査をするたびにこれが縦覧できるというような形になると想定されている条例でしょうか。

吉澤市民福祉部長 この条例につきましては、市町村が一般廃棄物処理施設を設置しようとするときに行う調査についての結果を縦覧するための手続を定めるものでありまして、基本的にはその施設を造るときに行う調査という趣旨であります。

渡辺委員 そうすると、今回新たに建てるということになると思うんですが、この条例はそのための条例であるのと、この後またそのようなことがあったときのための条例ということで捉えていいということですか。

吉澤市民福祉部長 お見込みのとおりであります。

星委員長 ほかにありますか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し採決することに決定しました。

これから議案第 30 号 魚沼市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 30 号は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(7) 議案第31号 魚沼市体育施設条例の一部改正について

星委員長 日程第7、議案第31号 魚沼市体育施設条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明はありますか。

内田市長 ございません。

星委員長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

大平委員 守門サンスポーツランドを条例から削除するということですが、あの施設は今は非常に雑草が生えて通るのも容易ではないみたいなところですか。あそこは造成したところでありまして、大雨が降ったりなんかすると結構地盤も少し緩いところではないかと思うので、そこら辺の環境が今後どうなるかというのは非常に気になると思います。

まず聞きたいのは、バックネットだとか野球のグラウンドの付帯設備、あるいは第2グラウンドがあってネットがあってポール等が設置されている、あるいはナイター設備とかもあったと思います。そこら辺の設備関係を今後どうするのか、考えがあればお聞かせください。

青柳生涯学習課長 守門サンスポーツランドの設備関係につきましては、当面の間、施設関係は現状のまましていきたいと考えています。

大平委員 当面というのは、いつぐらいまでになりますか。

青柳生涯学習課長 設備等を撤去するのにかなりの費用等々かかることが想定されますので、どれだけかかるかとか、補助金等の関係等を見まして決めたいと思いますので、いつまでというところはまだ検討してございません。

大平委員 周囲に道路もあると思うんです。道路も含めて今お話があった形なのか、それとも道路は別なのか。あそこは確か周囲の道路だけではなくて抜ける道があると思いますが、そこら辺の扱いについてはどうなんでしょうか。

青柳生涯学習課長 私どもで考えているところは守門サンスポーツランドの敷地内ということですので、道路については検討はしてございません。

大平委員 境はありますが、一体といえれば一体です。非常に管理がまずいと、そこを通る道路についても通りづらくなることが予想されます。なので、主には除草なんかの関係はどのようにされるのか。しっかり撤去の計画を立てながらやるという話ですが、その間長期に渡るのであれば、撤去された後も除草については、結構な敷地ですので取扱いについては丁寧に管理していただきたいんですが、そこについてはどうでしょうか。

大塚教育委員会事務局長 道路を管理する部署を含めまして、草刈り等また適切に対応していきたいと考えております。

大平委員 昨今、鳥獣被害等もあります。繰り返しますが、結構な面積ですので、鳥獣被害等の管理と出没も含めて他課と連携しながら対応していただきたいです。

聞きたいのは、撤去についてこれから考えますという話でしたが、今後のあそこの活用は全く考えてないのでしょうか。住民やほかの団体とかに活用してもらおう。せっかく造成して整備したものが何十年もたっているわけなんですけど、活用していただくのが一番いいかと私は思います。それについて、今のところ考えていることはありますか。

大塚教育委員会事務局長 地元の方との話では、現在も今後も利用する予定はないという意向を伺っています。新しい活用方法等につきましては、それにつきましても今後スポーツ

施設以外も含めてまた検討してまいりたいと考えております。

大平委員 私は、基本的にはそういう立場で進めてほしいと思います。こういう施設を解体撤去するんだけどこういう場所があるんだということをぜひ発信しながら、ぜひ有効に活用できるような条件も考えていただきたいと思います。最後に、その考えを聞いて終わります。

大塚教育委員会事務局長 委員御指摘のとおり、どういった活用ができるか、結果的にもしかしたらなかなか使い道がないかもしれませんが、そういったことも含めて今後検討はしていきたいと考えています。

星委員長 ほかにありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し採決することに決定しました。

これから議案第31号 魚沼市体育施設条例の一部改正についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第31号は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

- (8) 議案第39号 指定管理者の指定について(魚沼市響きの森文化会館)
- (9) 議案第40号 指定管理者の指定について(魚沼市障害者支援施設ひろかみ工芸)
- (10) 議案第41号 指定管理者の指定について(魚沼市障害者支援施設わかあゆ社)
- (11) 議案第42号 指定管理者の指定について(魚沼市ボランティアセンター)
- (12) 議案第43号 指定管理者の指定について(魚沼市小出老人福祉センター)
- (13) 議案第44号 指定管理者の指定について(魚沼市広神老人福祉センター)

星委員長 日程第8、議案第39号 指定管理者の指定について(魚沼市響きの森文化会館)から、日程第13、議案第44号 指定管理者の指定について(魚沼市広神老人福祉センター)までの6件を一括議題といたします。執行部から補足説明はありますか。

内田市長 いずれも補足説明はございません。

星委員長 これより質疑を行います。質疑はありますか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

ただいま一括議題とした6議案について、討論を省略し採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これから議案第39号 指定管理者の指定について指定管理者の指定について(魚沼市響きの森文化会館)を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第39号は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、議案第40号 指定管理者の指定について(魚沼市障害者支援施設ひろかみ工芸)を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第40号は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、議案第41号 指定管理者の指定について(魚沼市障害者支援施設わかあゆ社)を

採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第41号は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、議案第42号 指定管理者の指定について(魚沼市ボランティアセンター)を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第42号は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、議案第43号 指定管理者の指定について(魚沼市小出老人福祉センター)を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第43号は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、議案第44号 指定管理者の指定について(魚沼市広神老人福祉センター)を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第44号は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

これで、本委員会に付託されました議案については、以上となります。

ここで、市長及び教育長は、公務の都合により退席とさせていただきます。市長からほかに何かございませんか。(なし) 続きまして、教育長からほかに何かございませんか。(なし)

委員の皆様から、市長に対して何かございませんか。(なし) 続きまして、教育長に対して何かございませんか。(なし)

ないようでしたら、退席とさせていただきます。ここでしばらくの間、休憩します。

休 憩 (14:16)

(休憩中、市長及び教育長退席)

再 開 (14:25)

星委員長 休憩を解き、会議を再開します。

(14) 所管事務調査

①魚沼市立小中学校再編方針(案)について

星委員長 日程第14、所管事務調査についてを議題といたします。①魚沼市立小中学校再編方針(案)についてを議題といたします。本件について、執行部に説明を求めます。

大塚教育委員会事務局長 それでは、魚沼市立小中学校再編方針(案)について概要を説明いたします。資料は110_魚沼市立小中学校再編方針(案)についてのファイルとなります。

教育委員会事務局では、令和6年10月に魚沼市小中学校の教育環境の在り方検討委員会を設置して、本市の学校教育の質の維持と子どもたちにとって望ましい教育環境について諮問し検討した結果、令和7年10月に魚沼市小中学校の教育環境の在り方に関する答申書を受け取りました。これは少子化に伴い小学校の複式学級や中学校の単学級化によっ

て生じる様々な問題を解決する必要があったためであります。

答申結果につきましては、小学校は市内で4校程度に再編、1学年2学級以上を目安とし、令和17年度をめどに再編する。中学校は市内で1校に再編、1学年3学級以上を目安とし、令和22年度をめどに再編するという内容となります。

この答申を基に教育委員会で具体的な案を作成しましたので、以下、岡部学校教育課長が説明しますのでよろしくお願いいたします。

岡部学校教育課長 それでは資料について説明させていただきます。(資料「魚沼市立小中学校再編方針(案)について」により説明)

星委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

大平委員 答申を受けての教育委員会の案を持って地域に出かけるということで、ぜひ丁寧にやっていただきたい。文科省が再編統合に当たって「地域の皆さんの理解がないと進められない」ということで繰り返し事務連絡を出していたり、それについての手引きだとかいろんなものを出されております。ぜひそれを踏まえてやっていただきたい。

1つ伺いたいのは、児童生徒や子どもたちについて、この再編計画についてどのような形で説明を行い意見をもらうのか、そこについてのお考えをまず伺いたいと思います。

大塚教育委員会事務局長 まず、学校とか地域とかに説明に行きたいと考えておりますが、子どもたちに対する説明につきましてはまだ具体的にどうするかというところは考えていないところであります。今後どういう段階でどういう説明をする必要があるのかということ、また検討していきたいと考えております。

大平委員 今のところは考えていないということで、やらないということではないですね。

大塚教育委員会事務局長 実際どういった形で進めていくかということにつきまして、地域の皆さんですとか保護者の皆さんと相談しながらやっていくという部分も大きいので、そういった中で子どもたちに対する説明ですとかそういったことについてはどういったことが必要なのかを含めて検討していくということで、まだ具体的にどの段階でどういう説明をするかということにつきましては今現在お答えできる段階ではないということで考えております。

大平委員 あまりはっきりとスケジュール感は述べませんでした。文科省のほうでこの学校再編については、子どもはもちろん地域の住民に対する部分もそうですが、子どもたちの意見表明権も子ども基本法で述べられております。施策については子どもたち、児童生徒の、あるいはそういう諸々のことについての意見をフィードバックするようなことも求めています。そこについて、まず私は当事者である子ども、その年度に当事者になるかどうかは別として今現在当事者ですので、やはりそこを大事にしていきたいと思っています。何事もやるには準備が要りますので、タイムラグが生じて子どもたちの意見がどうだったのか分からないままにされては困ると思いますので、これは早期に決めていただく。そして、同時並行で構いませんので、教育委員会が示している考え方とか子どもたちが今現状でどのように考えているのかも含めて、ではこの統合についてはどうなるのか。もちろん最終的に判断するのは、大人である議会だったり行政当局であったり地域の住民の方だとは思いますが、やはり当事者としての意見というものは非常に重要です。そこら辺について早期にやっていただきたいのですが、いかがですか。

大塚教育委員会事務局長 今ほどの委員からの御意見につきまして、参考にしながら今後の

事業の進め方について検討していきたいと考えております。

大平委員 それから、今後の具体的なスケジュールでなくて説明会等のスケジュール感なのですが、具体的には地域ごとにとということなのか、それともある程度まとまったところなのか。学校だとか地域というくりがあると思いますが、そこら辺の考え方と、具体的にどれぐらいを目途にやりたいのか等、最初ですので聞かせていただけますか。

大塚教育委員会事務局長 まず、小学校につきましては統合する学区のくりで説明会ですか、あと地域で検討する会議等を立ち上げて意見を練り上げていくという形になるかと思えます。

中学校につきましては全市で1校ということで大分範囲が広いですので、やり方についてはまた追って検討していきたいと考えているところなんですけど、どちらにしましてもめどとしては令和8年度中には一定の方向性を出したいと考えております。

大平委員 令和8年度中とおっしゃいました。すなわち今年中に何らかの方向性をまとめるという考え方なのでしょうか。どうでしょうか。

大塚教育委員会事務局長 委員お見込みのとおりでありますけど、当然地域ですとか保護者の皆さんの御意見を聞く中でどの程度意見がまとまるかということもありますので、そこにつきましてはある程度柔軟に捉えていく必要もあると考えております。

大平委員 学区再編については、これまで私がこういう立場になってからも随分トラブルや問題等も経験させていただきました。以前、教育長が言っておられましたが、やっぱり教育委員会主導だとどううまくいかない、住民主導でないと絶対駄目だということです。今までの例から言うと、住民の気持ち、意見、そして住民から練り上げたものではないとなかなかまとまらないという、私の気持ちもございます。ですので、案を出しましたがこれはあくまでも案であって、住民自身が考えるようなそういうスタンスでぜひやっていただきたい。多分これをばっちり出されますと、恐らくもう決まったものと思われるんです。具体的に人数も示されていますし、学校数もこうなります、年度はこうですと示されますと、なんて言ってみようもないということになりかねない。その入り口のところは、かなり慎重にさせていただきたいと思えます。実際、厳しい意見を言われる方もいるかと思えます。期間は令和8年度中とおっしゃいましたが、大事な再編ですので場合によっては期間の延長も含めて柔軟に考えていくということによろしいでしょうか。

大塚教育委員会事務局長 もちろんスケジュールはある程度の見通しを立てないと、なかなか話が進まないというところはありますが、一方で委員おっしゃるとおり、本当に子どもの数が実際に減っているところですので、そうなる教育環境をどう整えていくのかという側面、いろいろな観点がありますので、住民の皆さんから検討に際して丁寧に御意見を伺ったりですとか、そういった議論に参加していただいた中で、合意を得ていく方向を見出していきたいと考えております。

大平委員 以前、北中が統合するときは3校統合だったんですが、PTAの方々の強い意見とかで自主的に検討委員会を立ち上げて、そしてそこで合意形成を図ろう、答えを出せということで、かなり大変な作業だったと思うんですが、やりました。今回は、それらを踏まえて同じような形で行うのか、それとも腹案があったりするのか。先ですが、大事な問題ですのでお考えを聞きたいと思えます。

大塚教育委員会事務局長 そういった検討委員会の具体的な腹案というものは今現在まだ持

ち合わせておりません。今後こういった形でやっていったらいいのかというところも含めて検討しているという段階であります。

大平委員 冒頭でも申し上げましたが、慎重にやっていただくことは理解いただいたと思います。地域の問題として地域の住民自身、それから当事者、保護者自身が自主的な形で自分たちの学校をこうするというふうにやっぱり持って行ってもらいたいので、そこにぜひ汗をかいていただきたいし、我々もそこに参加しながらしっかり議論していきたいと思えます。まず自主的に検討委員会なりそういうものを、形は違うかもしれないですけどぜひつくっていただきたいと思えます。今はっきりとおっしゃいませんでしたが、そういう立場をちょっと入れていただいて検討していただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

大塚教育委員会事務局長 そういったこともまた参考にさせていただきたいと考えております。

渡辺委員 まず、この計画を見て一番最初に思ったことは、夢も希望もない統合計画だと思いました。今ある施設を使ってということが全てです。新しい建設は何一つ入っておりません。この耐用年数は50年ですよ。今現在の築年数を見ても、もう50年を超えている小学校が幾つもあるって、小出小学校も50年を超えています。広神西小学校は47年、統合したときには50年を超えます。そしてまた、この調理場ですが、広神西小学校の調理場はかなり大変だということで、応急処置みたいなことはしていますが、きちんとした調理場の建設ですとかということもない。本来であれば単独のほうがいいのかもかもしれませんが、1か所で例えば給食センターみたいなものを市がきちんと造ってやるという方法だってある。

それから、湯之谷小学校はまだできたばかり、でも湯之谷小学校がこのとき何で湯之谷小学校を新築したかといったら、一番古く50年を超えているから、だから井口小学校だけは今回建て替えますという話でした。ところが、今こうやって見れば、あれから10年たって堀之内小学校も57年たっている。全くあのときと整合性が取れていない。

50年たって、小出小学校は令和14年に統合すると、今は令和8年だから6年後。そのときに、もう古くなったものをそこから何年使おうと思われているんですか。本来であれば、順番に統合していくときに新築のものを造る、あるいは給食センターにしてもどうしていくのが一番いいのか、そういったことを考えながら造らなければいけません。また、小出中学校を統合するということですが、小出中学校ももう既に耐用年数が過ぎています。小出中学校も51年たっています。

例えば庁舎を造るときにも、面積の真ん中はどこだろう、あるいは人口密度の真ん中はどこだろうという、市民の利便性ですとかこれからの夢を考えるときにどこがいいだろうと言って話し合ってきたはずですよ。これから魚沼市を背負って立ってもらおうと思う子どもたちの施設を古いまま使おうなんていうことが、私はもう本当に情けないと思わないうんですが、なぜこのような計画になったんですか。

大塚教育委員会事務局長 まず、この計画につきましては、建物が古いから統合するとかということではなく、子どもたちがまずは勉強するに当たってクラスの数ですとか教職員の数ですとか、教育環境をいかに良くしていくのかということを考えての統合になります。今、建物の耐用年数の話がありました。公共施設再編整備計画でも話が出たかとは思いますが、今の鉄筋コンクリート造の建物につきましては50年ではなく本市につきましては

80年で見えております。使える建物につきましては、メンテナンスをしながら長く丁寧に使うということが環境にも優しいですし、使えるものにつきましては使っていきたいというところであります。そういったことから、こういう統合の案ということでさせていただいております。

渡辺委員 公共施設再編整備計画の中で、私もそれこそ50年ではなくて、耐用年数を延ばせるものであれば伸ばして使うようにという話をさせていただきました。でも、そのときに皆さん方はどちらかといったらその案になかなか乗ってこなくて、それで50年たてば除却なんだと言っていた。その頃は本当に職員もよく分かっていなかったのか、そういう職員がおりました。耐用年数は伸びないんだ、伸びないんだと言い張って湯之谷小学校は建て替えたという、そんなこともありました。それは耐用年数を考えるのではなくて、市民が使いやすい場所だとかのもので、ではそれをまだ使えるのであればどうするか、最終的な魚沼市の未来があってそれまでの間は何とか頑張っ、50年過ぎていたとしてもメンテナンスをしながら80年ぐらい使えるものは使いながらも、将来的な魚沼市の在り方、そこに行くまでの間はこれを建て替えるのはもったいないというのであれば分かります。今回は違います。統合しながら、子どもたちがこれから使っていくものを再編していこうと言っているわけです。ましてや50年過ぎています。そうであるならば、ちゃんと子どもたちが過ごしやすいように、今湯之谷小学校ではスキーを置く場所があったり、そういった環境整備なんかきちんとされている学校の校舎を造ってもらったわけですが、今までの校舎をそのまま使っていくことが本当に子どもたちにとっていいのか。事務局長も答弁苦しいと思います。だけど、そんな考え方をしていたら、ますます魚沼市に住んでもらえなくなるということを考えたり、子どもたちの教育環境をまずどうするのか、全く考えていないのではないかとしか言いようがない。

皆さん方、これから市に出していくわけですが、せっかく積極財政、きちんと使うべきところに使おう、この小学校あるいは中学校までのこの再編計画がきちんと新しいものを造っていくということになれば、事業者もそれなりの対応をしながら、魚沼市の仕事が増えるわけですよ。そういったことも踏まえて、今回のこの計画というのは私としては正直言って0点と言いたいところです。

意見みたいになりましたが、皆さん方がどこまで子どもたちの教育環境を整えてあげようと思っているのか、その点を聞かせていただいて一旦終わります。

大塚教育委員会事務局長 今ほどの委員の御意見につきましてはまた参考にさせていただきたいと思っておりますし、当然建物がもう古くなって使用するに耐えなくなってくるということは見越して、その先のことについては、また建て替えが必要になってくるときには当然建て替えというものが必要になってくると思っておりますが、まずはその前に、目の前に来ている子どもたちの数というものは既に出ているわけです。もう何年か後には、小学校のクラス、児童数がどれぐらいになるのか、中学校の生徒数はどれぐらいになるのか、もう出ております。そういったことに対応するために、まずは子どもたちの学ぶ場を確保する必要があると、そういった環境を整える必要があるというところがまず第一でありますので、建物等につきましては当然また考えていかなければならないところですが、そちらを先に目にしてしまいますとなかなか統合というものも難しいところがあります。まずは教職員の体制ですとか、クラス替えができる環境ですとか、子どもたちにとって適切な環

境というものがありますので、そちらを整えることをまずは考えていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

佐藤委員 この小学校の再編については現状の経緯で分かるのとおり、私もこの東湯之谷小学校が閉校した当時のPTAでありました。平成16年に再編計画があつて、結局は6年経過したわけです。そのときにいた在校生の保護者とかPTAの関係者はもうほとんど卒業する寸前、あるいは兄弟がいる場合だと継続になりますが、やっぱりそのときの環境とまた変わっております。ある程度再編がずっと進んできて、保育園関係もだいぶ統合されてきていると思いますが、その子どもが平成22年度に向かつて、自分の子どもが学校に行く環境を考えた場合に、保育園を移った経緯があります。だから、ここで数字的に出されても、結構納得いかなかった保護者がいたように思います。それも時間を経過すると、なおさら今度それが曖昧になってきますので、やっぱり決められた数字が出るのであればそこを目指してスピーディーにやらなくてはならないと思いますが、いろいろな配慮が必要だと思いますし、それぞれの学校の歴史とか文化とか継承されているものも含めてやっていなくてはならないと思います。たまたま統合先の井口小学校が一番古いということで、もう建て替えを前提に話を進めていましたが、今回の方針は今あるものということになっています。給食センターも今すぐ考えるわけではありませんが、南魚沼市は給食センターを独自に今造っております。もう完成していると思います。それも前例にして、いろいろ参考にしてまた検討いただきたいと思います。投資的な経費もかかることですので、その辺も含めて検討いただければと思います。一応答申が出たので、そこに向かつていくと思われませんが、その辺も十分考えていただきたいと思います。以上です。

大塚教育委員会事務局長 今、委員がおっしゃられたことも含めまして、様々な状況・条件等をまた配慮しながら検討を進めていきたいと考えております。

磯部委員 先ほどの渡辺委員の話を少し深掘りさせていただきたいと思って、端的に質問させていただきます。まず、再編のタイミングで施設更新を行わない理由を端的に教えてくださいませんか。

大塚教育委員会事務局長 小学校・中学校の建設となりますと、まずはどこどこを統合するのか、場所をどうするのか、土地をどうするのか等を含めて、やるとなるとこれまでの経験的などころからしますと、着手から完成まで10年くらいかかるというところがあります。そういったことも含めまして、そこを待っていると、小学校ですともう子どもの数は既に減っている状況では間に合いません。例えば小学校4校ということで今答申をもらっておりますが、ではその先はどうするのかということもあります。当然、中学校につきましては1校ですので場所を1か所選定すればいいということになるかと思いますが、他市の事例、本市の事例等も含めると、やはりかなり時間を要するということもあります。そういったことを例えば並行して進むことも可能ではありますが、ただこのタイミングに合わせるとなるとスケジュール的に厳しいものがあるのではないかとということも含めて、今考えているスケジュール案というものを組み合わせていただいております。

磯部委員 今おっしゃったとおり、再編のタイミングとともに並行して、施設の新設というところもできるのかと聞いていたので、そこに関しては内部で検討等はされなかったのかと思ったのですが、そこについてもう一度深くお伺いさせていただいてもよろしいでしょうか。

大塚教育委員会事務局長　小学校につきましては4校程度という答申をいただいておりますが、そこをベースに考えておりますが、これから地域との話合いで必ずそうなるかどうかということも含めて当然まだ確定していません。また、中学校につきましては、当然今後適切な場所に適切な建物を造るということは検討の中ではありません。ただ、そこについては、本当にこの時期に1校に統合できるのかどうかということは、今現在ではまだこれから地域に出て話をする段階ですので、こうしますという確定的なことは申し上げられません。何度も申し上げますが、異論はあるかもしれませんが、使える校舎をまず使って検討をしているという案になっております。

磯部委員　理解いたしました。その上でなのですが、仮に今のままのこの計画ですと、堀小・広神西小・小出小、小出中に至っては築50年前後の校舎に現時点になっていると思いますし、統合するときには多分65年から70年ぐらいの校舎になっていると思うんですが、これをあと何年ぐらい使うように計画されているのでしょうか。

大塚教育委員会事務局長　ここで確定的に何年ということは申し上げられませんが、物理的には耐用年数80年ということで、耐用年数が来たからといって使えなくなるわけでもありませんので、そういった使い方はできると思います。ただ、実際にそこまで使うのかどうかということにつきましては、今後の状況によってはまた別にとかということもあり得るかもしれないと考えております。

磯部委員　耐用年数80年ぎりぎりぐらいまで使う、もしくは超えると今おっしゃったと思うんですが、その場合例えば施設を改修するよりも新設をしたほうがむしろコストが安くなるみたいな可能性はあるのかと思うんですが、長寿化の改修の計画だったり費用について試算をされていたりしますでしょうか。

大塚教育委員会事務局長　中学校につきましては、今広神中学校が大規模改修中ですが、それで一通り改修が終わる形になっております。小出中学校につきましては大規模改修を実施済みです。今後どれぐらいのタイミングで幾らぐらいかというのは、もしかしたら長寿命化計画の中にあるかもしれませんが、今ちょっと手元に資料がないのでお示しできません。当然その段階で、長寿命化の経費がどれぐらいかかるのか、あるいは新設がどれぐらいかかるのかということもあります。

あと、場所等につきましても、今現在小出中学校という想定の中には当然通学にかかるスクールバスの配車などもあり、今現在ですと小出中学校の生徒はスクールバスを使わなくても多くの子どもがそのまま通えるわけです。また場所を変えますとそういうスクールバスのことも考えたりとか、様々なファクターを検討した上でどういう経費がかかって、場所はどういうところがいいのかですとか、そういったことも検討していかなければならないという形になります。そこら辺につきましては、またいろいろと検討する事項が多くなるのではと考えております。

磯部委員　コストに関しては今の質問で以上にさせていただきたいんですが、あと2点質問させていただきます。80年使うという前提でお話をさせていただくと、安全性の面で非常に子どもを預けさせていただく親として心配な面を感じるのですが、その辺の安全性については使っても本当に心配ないのかですとか、そういったところについて教えていただいてもよろしいでしょうか。

大塚教育委員会事務局長　今後30年経過後どうなっているかということについて、私が確約

を申し上げることはできませんが、きちんとメンテナンスをすれば使えるものだと思います。ただ、耐用年数 80 年まで使う前提というお話で御質問いただきましたが、そこにつきましても実際、先ほど渡辺委員からの御質問にありました。今後新たな場所で新しい校舎とかということについても、もしかしたらその前に出てくる可能性もありますし、その点につきましてもまだ実際 80 年経過後どうなるのか断定的なことは申し上げられませんが、一応きちんとメンテナンスすれば使えると考えております。

磯部委員 論点がずれるかもしれないんですが、災害拠点としても小学校・中学校は非常に重要なところだと思っていて、私自身、中越大震災の時に小学校に 3 週間避難させていただいた経験があります。当時、2004 年で築 10 年ぐらいの宇賀地小学校に、避難をさせていただいてそこまで不便な思いをすることはなかったんですけども、避難所として寒くないとか暑くないとか、私の避難した時期も秋から冬に入るときで毛布とかもたくさん国から支給していただいて寒さをしのいだ経験があったんですが、そういったところで今の校舎に不足はないんですか。

大塚教育委員会事務局長 もちろん避難所として使うための寝具ですとか、そういったものは常備しております。ただ、体育館等につきましては冷暖房ですとかそういったものについては環境的にどうなのかというところはありますが、避難所として必要な寝具等につきましては備蓄されていると理解しております。

星委員長 ほかにありませんか。

大塚教育委員会事務局長 毛布ですとかそういったものはちゃんとほかに備蓄場所があって、必要な避難所に届けるという形になっておりますので、学校に常備されているということではありませんので、補足させていただきます。

星委員長 ほかにありませんか。(なし) なければ、これで質疑を終結します。本件については、引き続き調査することで異議ありませんか。(異議なし) そのように決定しました。

(2) 各種計画について

- ①第 3 次魚沼市環境基本計画 (案)
- ②第 3 次魚沼市一般廃棄物処理基本計画 (案)
- ③第 2 次魚沼市地域公共交通計画 (案)
- ④健康うおぬま 21 (案)
- ⑤第 2 次魚沼市人権教育・啓発推進計画 (案)
- ⑥魚沼市教育大綱
- ⑦第 3 次魚沼市生涯学習推進計画 (案)
- ⑧魚沼市こども計画 (案)
- ⑨第二次魚沼市子ども読書活動推進計画 (案)

星委員長 次に、(2) 各種計画についてを議題といたします。本件について、一括して執行部に説明を求めます。①第 3 次魚沼市環境基本計画 (案) から⑤第 2 次魚沼市人権教育・啓発推進計画 (案) までを吉澤市民福祉部長から、⑥魚沼市教育大綱から⑨第二次魚沼市子ども読書活動推進計画 (案) までを大塚教育委員会事務局長からお願いします。

吉澤市民福祉部長 それでは各種計画について、私からはまずそれぞれ、第 3 次魚沼市環境

基本計画（案）から説明をさせていただきます。内容につきましては委員会で既に説明をさせていただきましたが、その後パブリックコメントに付しまして、環境基本計画（案）につきましては1月13日から2月12日まで実施し、意見が0件でありました。

次の第3次魚沼市一般廃棄物処理基本計画（案）につきましては、これも同じく1月13日から2月12日までにして、意見0件でありました。

同じく、第2次魚沼市地域公共交通計画（案）につきましても、1月13日から2月12日までパブリックコメントに付しまして、これも意見0件でありました。

次の健康うおぬま21（案）につきましては、1月9日から2月6日までパブリックコメントに付しまして、これも意見0件でありました。

これらの計画につきましては、パブリックコメントの結果、意見がなかったのもその旨を各計画の策定委員会等に報告の上、庁内手続を経て今後最終的な成案とする予定としております。

それから、第2次魚沼市人権教育・啓発推進計画（案）につきましては、これはまだパブリックコメントの実施期間中でありまして、2月10日から3月11日までで、現在まだ募集中であります。まだ終了しておりませんので、意見があるかどうかまだ未確定であります。意見の有無とその内容によって策定委員会の開催の可否を検討した上で、開催が必要な場合であってもなくても今年度中に庁内手続を経て最終的な成案とすることとしております。以上であります。

大塚教育委員会事務局長　それでは、まず魚沼市教育大綱の改定について説明いたします。資料はありません。本市の教育大綱につきましては、福祉文教委員会でも計画の概要を説明してきたところでありますが、第3次魚沼市総合計画の定める子育て・教育・文化分野の目標、施策と整合を図った上で内容を整理して策定したところであります。この教育大綱につきましては、総合教育会議の審議を経て総合計画と最終調整をした上で計画が完成しましたので、後日委員の皆様へ配付したいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、第3次魚沼市生涯学習推進計画（案）について説明いたします。計画案のパブリックコメントを2月5日から3月1日まで実施した結果、1人の方から御意見をいただきました。現在いただいた御意見に対する市の考え方を整理しているところであります。今後、生涯学習推進計画策定委員会を経て最終的な調整を行い、今年度中に完成をする予定であります。なお、計画の市民周知につきましては、概要版を作成し全戸配布をする予定としております。

続きまして、魚沼市こども計画（案）のパブリックコメントの結果について概要を説明します。魚沼市こども計画（案）につきましては、令和8年1月9日から2月6日までパブリックコメントを実施した結果、1人の方から3件の提出があり、意見の反映としましては3件とも記述を変更しないものとするものであります。意見の内容と市の考え方を一覧にしておりますが、説明につきましては省略しますがいずれも本計画の考え方や記述に沿った御意見でしたので、今後の事業の取組の中で参考にさせていただくこととし、記述を変更しないとしたものであります。今後、体裁等を整理した上で完成とする予定としております。なお、市民への周知につきましては、概要版を作成の上、全戸配布をする予定としております。

続きまして、第二次魚沼市子ども読書活動推進計画（案）の策定経過について説明いた

します。現在、計画案のパブリックコメントを2月10日から3月9日までの間ということで現在実施中であります。今後、パブリックコメントの結果を踏まえまして、最終的な調整を行い今年度中に完成する予定としております。なお、計画の周知につきましては、概要版を作成しまして保育園・幼稚園等のほか、小中学生に配布をする予定としております。

以上で説明を終わります。

星委員長 第3次魚沼市環境基本計画（案）について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。（なし）なければ、これで質疑を終結します。本件については以上といたします。

次に、第3次魚沼市一般廃棄物処理基本計画（案）について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。（なし）なければ、これで質疑を終結します。本件については以上といたします。

次に、第2次魚沼市地域公共交通計画（案）について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。（なし）なければ、これで質疑を終結します。本件については以上といたします。

次に、健康うおぬま21（案）について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。（なし）なければ、これで質疑を終結します。本件については以上といたします。

次に、第2次魚沼市人権教育・啓発推進計画（案）について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。（なし）なければ、これで質疑を終結します。本件については以上といたします。

次に、魚沼市教育大綱について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。（なし）なければ、これで質疑を終結します。本件については以上といたします。

次に、第3次魚沼市生涯学習推進計画（案）について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。（なし）なければ、これで質疑を終結します。本件については以上といたします。

次に、魚沼市子ども計画（案）について、これから質疑を行い、質疑はありませんか。
渡辺委員 子ども計画に対するパブリックコメントに対して、市の考え方としては記述を変更しないということでここには書いてあります。記述を変更するまでもないと思うんですが、ただ、いただいた意見に対しての市の捉え方を聞かせていただきたいと思っております。

魚沼市の中には幾つかの子どもたちの居場所があります。まず、ばびふは学校へ上がるまで、かたっくりは小学校3・4年生、6年生まで使えたらいいみたいな感じで、要はばびふは子どもたちと一緒に連れて行きたくても学校へ上がった子は連れて行けないということで、一緒に連れて行けるところという形でかたっくりができたと承知しています。いろんな形で緩やかにつながったり、子どもたちがのびのびできるというところについては、かたっくりもそうだしここいらもそうなんですけど、子どもたちがさわぐと広さ的にかなり厳しいという情報が入ってきております。

場所があったり、それからここに書いてあるように市の思っていることはそうかもしれないんですが、指定管理者の職員の体制ですとかというところで聞かせていただきます。職員の方々が、子ども支援員の学習ですとか受けていらっしゃるのか。ちょっと外れるかもしれないんですが、要はこの方たちはそういう場所がないということを言いたいので、どうやって子どもたちが好き勝手に遊べるような場所として提供していくか、聞かせてくだ

さい。

浅井子ども課長 かたっくりの支援員さんたちも指定管理者にお願いをしております、そういう研修等は受講していただいております。様々な研修がいっぱいあるので、それを全てというわけにはなかなかいかないんですが、基本的なところは受講していただいております。

渡辺委員 何を受けてらっしゃるのかは、また後でお願いします。正直なところ、いろんな苦情を受けています。その辺りは改善して、本当に子どもたちの居場所を過ごしやすいものにしていかないと、どうしてもお母さんたちに見てみたら魚沼にはそういう場所がないという捉え方になってしまいます。その辺りを今後どうしていくかについては、また一緒に考えていただけたらと思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

そういう苦情が来てるかどうかも含めて、聞かせていただいて終わりたいと思ひます。

浅井子ども課長 直接子ども課にくる苦情というものは正直ありませんし、かたっくりの指定管理者から報告ということで報告書をいただいているんですが、ごくごく小さい苦情は記載がありましたが、大きい苦情というか問題に上げるようなことは特段なかったと思ひます。

星委員長 ほかにありませんか。(なし)なければ、これで質疑を終結します。本件については以上といたします。

次に、⑨第二次魚沼市子ども読書活動推進計画(案)について、これから質疑を行います。質疑はありますか。(なし)なければ、これで質疑を終結します。本件については以上といたします。

(15) 閉会中の所管事務等の調査について

星委員長 日程第15、閉会中の所管事務等の調査についてを議題といたします。お諮りします。本委員会が閉会中に所管事務等の調査を行うことについて、議長宛て申し出たいと思ひます。異議ありませんか。(異議なし)異議なしと認めます。したがって、閉会中の所管事務等の調査については、議長宛て申出を行うことに決定いたしました。

(16) その他

①令和8年度地方税法改正(案)について

星委員長 日程第16、その他を議題といたします。①令和8年度地方税法改正(案)についてを議題といたします。執行部に説明を求めます。

吉澤市民福祉部長 それでは、資料210_令和8年度地方税法改正(案)について、税務課長から説明させていただきます。

大羽賀税務課長 それでは、私から説明させていただきます。(資料「令和8年度地方税制改正(案)について」により説明)

星委員長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

渡辺委員 私、何度か、多分委員会か予算か決算のときに、住民税の基礎控除のことではなく住民税全体の基準、それがほかの市とかで勤められていて「魚沼市さんの住民税高いよ

ね」という声が聞こえていたので、それを何度か質問したときには「全くほかの自治体と変わりません」という答弁を何度かいただいています。ところが、今のこの説明だと、本市は基礎控除が38万円と45万円です。このほかにも、インターネットで今ちょっと調べたら43万円というところもあるみたいです。それは自治体を選ぶことができるのか、それとも国がこの自治体はこの金額で指定してくるのか、その辺りはどうなっていますか。

大羽賀税務課長　こちらですが、1級地・2級地・3級地と決められておまして、本市は3級地に当たりますので38万円ということになっております。こちらは法律で決められておりますので、独自に選ぶことができません。ちなみに新潟県内は1級地はなく、定かではないので控えさせていただきますが、2級地が幾つかあって、あとは本市と同じ3級地になっております。

星委員長　ほかにありませんか。(なし)なければ、これで質疑を終結します。本件については以上といたします。

②令和8年度地方税法改正に伴う国民健康保険税の課税限度額等の見直し(案)及び子ども・子育て支援金について

星委員長　②令和8年度地方税法改正に伴う国民健康保険税の課税限度額等の見直し(案)及び子ども・子育て支援金についてを議題といたします。執行部に説明を求めます。

吉澤市民福祉部長　それでは、魚沼市国民健康保険税にかかる幾つかのことについて御説明いたします。

魚沼市国保につきましては、令和6年度・令和7年度と税率を2年連続で引き上げました。これは主に被保険者数の減少と1人当たり医療費の増加という傾向が続いていたためであります。その結果、国保加入の皆様には負担増をお願いしたということになりました。令和8年度につきましては、歳出においては加入者それぞれの医療費に相当する療養給付事業費が前年比で約2%減少する見込みであるのに対し、歳入においていわゆる本税部分の国民健康保険税は僅かながら増加する見込みであることから、医療分・後期分・介護分の税率は据置きとし予算編成を行っております。しかしながら、新しい制度である子ども・子育て支援金分につきましては県が示した税率を採用し、加入者の皆様にはこの部分は新たに負担をお願いすることになります。なお、賦課限度額の見直しにつきましては、例年、年度末付で市長の専決処分で行い、新年度課税分から新税率により算定しているところであります。今回の条例改正についても、子ども・子育て支援金分も含め、専決処分によることとさせていただきたいものであります。

資料について、まず220_国保限度額について市民課長から説明をさせていただきます。

和田市民課長　それでは、私から補足説明をさせていただきます。(資料「国保限度額について」により説明)

星委員長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

大平委員　例年、国保の限度額の引上げについては専決処分で行っていますが、今回子ども・子育て支援金分が入っているのでこれは全くの引上げで、引き上がるのもそうだし、新規です。定例会内でしっかりと議論ができるような提案の仕方をやっぱりするべきだと私は思います。これを専決してしまうと、専決ですから当然後で承認するみたいな話になりま

す。ちゃんとした議論の場があって、それできちんとした議会で決めて、それで新年度で制度改正で臨むというのが本来の在り方ではないかと思います。ここはもう一度再考できないのか、伺いたいと思います。

吉澤市民福祉部長 賦課限度額につきましては、地方税法改正にかかる部分と合わせてということで、こちらに関しては保険者といえども実際には裁量の余地がないということも含めて、また国から示される改正案の到着が大体例年のスケジュールですと2月議会の提案時期に間に合わないということから、例年専決での改正をお願いしていたところでありませ

す。今回、子ども・子育て支援金については、それとは違うわけでありませす。新しい制度でありますので当然であります、ただこちらにつきましても改正について、それを示す条例案が国を通じて県を通じて市町村におりてくるという時期が、これも同様に2月議会の提案時期に間に合っていないということです。また次のところで説明いたしますが、こちらについても全く新しい制度ではあります、この所得割・均等割・18歳以上均等割というところについては、今の国保の財政運営の責任主体である県が示した数字をそのまま使っているということから、これについては合わせての専決での改正をお願いしているところでありませす。

これが本来、正しく提案し、正しく付託され、正しく議決をいただくというのが順番であることはもちろん分かっておりますが、スケジュール的に間に合わず、また4月1日からは新しい税率で賦課しないといけないということから、このようなことになっていることで御了解をいただきたいと思ひませす。

大平委員 例えは年度を超えて遡及措置というのができるわけです。遡及措置をすればいい話で。決めるのはやっぱり議会です、その環境を整えるのが提案する側としてはあるべき姿かと私は思ひませす。これを繰り返しますと、ひょっとしたら、これもいいあれもいいというふうにだんだん専決が先走ってしまつて、非常に議会的にも私はまずいと思ひつて危惧しているところ、ぜひ市当局にもそういう考えを持っていただいて、遡及措置も含めて再度検討できないか、併せて伺いたいと思ひませす。

吉澤市民福祉部長 まず、仮に条例で税率を上げた場合、不利益は不遡及の原則がありますので遡及はできません。どうしても4月1日の時点で新しい税率に上げる場合は、改正されてなければいけないということでありませすので、こちらについては一般的な条例で遡及できるものとは取扱いが違ひしております。これが本来の議案審議のスケジュールではないことは重々分かっておりますが、これを拡大して専決処分を何か乱発するというようなことは全く考えておりませすので、あくまでもこの限定した案件についての専決をお願いしているところでありませす。

大平委員 今おっしゃった中身ですと、結局どこの自治体も同じ対応をするということですか。新制度ですから、条件は同じです。そういうことなのですか。他自治体も専決で対応しているのですか。

吉澤市民福祉部長 実際には確定前の通知をもって条例の改正案を作成して提案しているところは、議会日程によってはあるように聞いております。ただし、そこはまだ確定していないところで、それを提案するというのがいいかどうかというのはまた違う議論になるかと思ひませすので、本市ではそういうことは今までしてこなかったところでありませす。

大平委員 不確定なところでやっている自治体もある。それは少数なんですか。それとも、はっきり言って、今部長がおっしゃった中身でやらざるを得ない、そうせざるを得ないので、それでやっているという説明だったと思うんですが、それはほかの自治体もそうせざるを得ないのでそうやっている自治体が多いと捉えていいんですか。

和田市民課長 近隣の自治体に伺ったところ、魚沼市と同様の専決処分の対応ということで聞いております。

大平委員 全県についてはどうですか。

和田市民課長 全県の調査はしておりませんが、近隣自治体には確認したところ同じ対応でした。

大平委員 国の在り方も進め方もちょっとおかしいと思うところがありますが、それはさておいて、その対応については税条例ですので、国保料という自治体もあるかもしれませんが、税条例ですので、基本的なところなので、自治体によってもばらつきがあったりするの是非常に私ほうまくなのではないかと思います。これは県を通じてでもいいです。その意思統一的な対応、ましてや国保税については主体が先ほどおっしゃったように県にだんだん移行しているわけです。そこら辺の在り方はやっぱり示されてしかるべきかと思しますので、そこも含めて後で少し聞かせていただきたいと思っております。以上です。

星委員長 ほかにありませんか。(なし) なければ、質疑を終結します。本件については、以上といたします。

ここでしばらくの間、休憩とします。

休 憩 (15 : 41)

再 開 (15 : 50)

星委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

先ほどの令和8年度地方税法改正に伴う国民健康保険税の課税限度額等の見直し(案)及び子ども・子育て支援金について、答弁漏れがありましたので戻らせていただきたいと思っております。

吉澤市民福祉部長 大平委員の質問の中で一部触れましたが、子ども・子育て支援金について資料を用意しておりますので、そちらをもって説明させていただきたいと思っております。(資料 225_「国保税率等について」により説明)

星委員長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

渡辺委員 1点、確認させてください。均等割が1,700円で、18歳以上の均等割も100円ということですから、1人だと1,800円ですか。それとも、1,700円ですか。

吉澤市民福祉部長 子ども・子育て支援金につきましては、制度の趣旨からして18歳以下の被保険者には賦課しないこととしております。なので、18歳以上となりますと1,800円ということであります。

星委員長 ほかにいかがでしょうか。(なし) なければ、質疑を終結いたします。本件については以上といたします。

③魚沼市新ごみ処理施設整備基本計画（案）及び関連事項について

星委員長 ③魚沼市新ごみ処理施設整備基本計画（案）及び関連事項についてを議題といたします。執行部に説明を求めます。

吉澤市民福祉部長 それでは、魚沼市新ごみ処理施設整備基本計画（案）及び関連事項について説明いたします。資料は230_01から06であります。資料の内容については、この後生活環境課長から説明させていただきますが、令和13年度供用開始予定の新ごみ処理施設につきましては、現在入札公告に先立つ実施方針及び要求水準書（案）の公表をこの4月に行うべく準備中であり、本日は、この実施方針等の基となる魚沼市新ごみ処理施設整備基本計画（案）及び魚沼市新ごみ処理施設整備運営事業PFI可能性調査報告書（案）について御説明いたします。いずれも資料のボリュームが大変大きいので、説明は主に概要版にて行わせていただきたいと思います。

それから、230_5の資料につきましては、この図面は中島側道2号線を拡幅し、新ごみ処理施設までの新しい搬入道路とする工事、これは建設課で市道整備事業として実施するものでありますが、市道整備事業とは別にこの沿線の用地を取得する用地買収費及び造成工事費を新ごみ処理施設整備事業として令和8年度予算に計上しております。この目的といたしましては、新ごみ処理施設建設工事期間中は資材置場や現場事務所等の確保のため、またその後は施設の駐車場や現在のさわやかセンターの機能を引き継ぐ施設の建設用地としたいものであります。

それから、230_06は、先ほど申し上げた入札公告から事業者の決定契約までの一連の手続が令和8年度になると本格化いたしますので、そのスケジュールについても説明をさせていただきます。

それでは、生活環境課長から説明いたします。

関連生活環境課長 それでは私から説明をさせていただきます。（資料「【概要版】魚沼市新ごみ処理施設整備基本計画（案）」「【概要版】魚沼市新ごみ処理施設整備・運営事業PFI等導入可能性調査報告書（案）」「新ごみ処理施設整備・運営事業 今後のスケジュール（案）」により説明）

吉澤市民福祉部長 新ごみ処理施設整備基本計画案の概要版について、若干補足といたしますか、説明をさせていただきます。

「はじめに」のところで、「令和13(2031)年度には南魚沼市大和地域からの搬入が終了します」とありますが、南魚沼市は既に新ごみ処理施設の入札を公告しておりまして、それによると令和13年4月から供用開始をする予定ということでもあります。4月に南魚沼市の新施設が稼働すれば、令和13年度についてはもう大和地域のごみの搬入は本市の施設にはされないということになります。ただし、計画目標年度につきましては、その場合であっても供用開始の最初の年度、令和13年度が人口も一番多いですしごみ処理量もまだ一番多いということが想定されますので、計画目標年度が令和13年度であるということについては、課長の説明のとおり変更がありません。以上であります。

星委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

磯部委員 この新ごみ処理施設整備基本計画案の4ページの財源計画のところですが、こちらはまず、概算事業費約210億円と書いてあるんですが、これは設計建設だけなのか、維持管

理を含めた予定の金額なのか、そういったところを教えてくださいませんか。
吉澤市民福祉部長 この210億円には運営部分は含まれておりません。

磯部委員 理解いたしました。非常に高いと率直に思いました。

それは置いておいて、もう1点なのですが、PFI等導入可能性調査報告書(案)の3ページ目です。DBO方式というのは前々から想定されていたかと思うんですが、こちら図1の事業スキームを拝見すると建設事業者と運営事業者、それぞれと委託契約を結ぶという方式になっていますが、結構建設事業者と運営事業者を分けず1者と契約をするような方式が最近主流なのかと思うんですが、そういった方式は結ばないのか。それとも、出資すると書いてありますので、意味合的に同じ会社と契約するということになるのか。そういったところについて、教えてくださいませんか。

吉澤市民福祉部長 実際、ごみ処理施設でも1者が設計・建設から運営まで担うという例もあることはありますが、業務の性格からして設計・建設と運営についてはそれぞれ別の、どちらも実際にはプラントメーカーが主体となるということは恐らく変わらないわけですが、そこと組む建設業者あるいは運営事業者ということになると、そこは基本契約を結んだ上でそれぞれの設計・建設と運営というのは、この場合はそれぞれに契約するという想定をしていくとなっております。

磯部委員 では、例えばこれからプラントメーカーから建設企業だったり運営、維持管理を行う企業までで、例えばJVをつくっていただいて請け負っていただくみたいなことはもう今からではできない、難しいと考えたほうがよろしいんですか。

吉澤市民福祉部長 先ほどの説明が不十分だったかも分からないんですが、まず1者と基本契約を結びまして、その全体契約の中で設計建設と運営とそれぞれの契約をまた結ぶという、そういうスキームの図として御覧いただきたいと思います。ということなので、これから実際の、まだ検討の最中ではあるんですが、発注に当たってはJVはもちろん除外してはおりませんし、また単体でも可能だということ想定をしているところです。

磯部委員 プラントメーカーは当然市外の企業になるかと思うんですが、地元企業は建設ですとか運営については携われると思うんですが、そちらについての地元企業にやっていたか、そういうものは今のところどのように想定されていますでしょうか。

吉澤市民福祉部長 代表企業がプラントメーカーという想定は当然されるわけですが、地元活用という観点は今までもいろいろ御意見いただいておりましたし、我々もそれは大事なことだと考えております。なので、なるべく地元企業が参入できるように広く構えておくということはまず一つですが、ただ組み合わせについては、やはりそこは市場の原理、VFMが最大となるようなそれぞれの組み合わせは提案者に委ねるというような考えでおります。

渡辺委員 今の話をもう少し詳しく聞かせていただきたいんですが、地元業者も当然入らなければいけないけれども、バリューというか、要するに費用対効果が良くなるためには地元業者でなくても広く入札なりに入ってくる人たちが考えられるようにというようなスキームにすると今おっしゃったと思うんですが、それで間違いはないですか。

吉澤市民福祉部長 地元の活用は当然してほしいわけですが、そこをあまりがちっと縛って提案の件数が減るというような方針の作り方は、やはりそれはそれでVFMが上がらないということでもありますので、そこは民間同士のいい組み合わせをそれぞれで考え

ていただいて、結果、地元企業が参入できる形になるように今それぞれの内容について検討しているところであります。

渡辺委員 魚沼市のこれからの発展、そしてまた魚沼市の財源をどう使うかという観点からすると、市外にお金が出ていくことによって結局魚沼市の税収とかいろんなものにも私は影響が出てくると思います。ということは、これから20年間で例えば安くなるような形で入札にかかってきてそこにしましようと言ったときに、例えば200億円なら200億円、20年間なら年間10億円です。そのうちの半分が市外に流れてしまえば市の税収だってその分減ってくると思います。だとするならば、市外の業者を利用しなければならない理由です。市内に例えば該当するような事業者がないのでここについては市外事業者と組みますというのであれば、私はそれは致し方ないと思うんですが、市内にそういう業者があるにもかかわらずコスト面だけを考えて市外の業者と組んだときのことを考えると、それは非常に魚沼市にとって長期的に見たらマイナスだと思います。そこをどうやって仕様書の中に落とし込んでいくかというところが非常に大事になってくるのではないかと思います、その辺りはどのようにお考えですか。

吉澤市民福祉部長 もちろん地元の事業者からはぜひ参加してほしいわけでありまして。ただ、そこを仕様書というか明確に縛ってしまって、何度か申し上げましたけどVFMが出ないということとのトレードオフにならないような、事業者選定のときの採点の重みづけですとかというところを今まさにしているところであります。それについては、当然その中でも地元の雇用でありますとか地元企業の活用というのは、項目としては重視しているところであります、そこは一方で、DBOを採用しているということについてはある程度民間の裁量を認めるという発注方式でありますので、そこを縛らない加減の問題を今まさに検討中というところであります。

渡辺委員 そこは、採点基準のところ、例えば地元企業がどれだけ入っているかとかというところを採用するときの基準にするのか、それとももう初めからその仕様書の中でこういう形でいう中で、例えば地元業者の何社かと打ち合わせをしてみたけれども、なかなかそこが引き受けてくれなかった。これはコスト面の話ではないです。参入する意欲がなかったとか、そういう場合であれば仕方がないと思うんですが、やっぱり地元業者を使えなかった理由については明確にさせていただけるような仕様書の作り方というのは大事ではないかと思います。

なおかつ、やはりそこに努力をしてもらった上で、採用のときの採点基準というんでしょうか、それを加点していくというところでは、魚沼市の5年後、10年後、20年間を見てもらうわけですから、例えば従業員がどうだとかいろんな基準があると思いますが、それをどれくらい上手につくれるかというところをやっぱり重点的に考えなければならない。コストだけを基準にしてしまうと、魚沼市が使うお金は少なくなるかもしれませんが、魚沼市に入ってくる税収とかが失われる危険性をやっぱり考えていただきたい。

答弁は一緒になると思いますので、そこをどのように重点的に考えるのか、部長が思っている以上に重きを置いていただきたいと思います。

吉澤市民福祉部長 私の言い方が「価格重視のあまり地元活用を後回しにしている」というふうに聞こえたら、それは違っております、当然評価基準にも組み込んでいます。その辺りをどうするかということは当然議論にもなっておりますし、それは重視するべきだと

思います。

今回、魚沼市は初めてのDBO方式の発注をするということですので、やはりごみ処理施設の一般的なやり方を当然先行事例として参照しながら、その上で地元活用がどの程度までできるかというところを見定めている最中でありますので、その基準を明らかにしてしまうということがこの時点でなかなかできません。今日は歯切れのいいことは言えませんが、当然その視点は持っていますし、そこについてはそのような採点を、反映をどの程度できるかというところの検討をしている段階だと御理解いただきたいと思いません。

渡辺委員　そこについては今努力をしているところで、今はまだきちんと発表できる段階ではないということで理解させていただきました。

今回初めてのことでありますし、できることならば、公にできない部分であれば秘密会でも何でもいいですので、公告を出す前に検討がある程度固まった段階で議会に教えていただけたらと思うんですがいかがでしょうか。

吉澤市民福祉部長　まだ検討中のこともたくさんあります。議会の皆様にもさらに御説明することが必要だと思いますが、その時点でも例えば採点基準を明かして公募するのかどうかというところ自体が一つの論点であったりする場合もあります。仮に秘密会という話になったとしても、明かせないものもある状態で御説明をさせていただかざるを得ないところもあろうかと思えます。それについては、どの時点でどの辺りまでを公表できるかというところと考え合わせながら、ただ説明の機会はもちろん持つべきだと考えております。

渡辺委員　今回新たに収集する幾つかのものが出てきたと思っておりますが、その新しく収集するものについて市のほうで再利用なりの施設を造るという考え方でよろしいのでしょうか。

吉澤市民福祉部長　分別区分を増やして、それを全て新しい施設においてリサイクルするという趣旨ではありません。全体としてリサイクル率を高めたいということですので、それはこの新施設の建設が仮になかったとしても進めるべきことではありますが、やはりこのタイミングで併せて提案をして、またそれについても事業者からの提案も受けたいと考えております。

渡辺委員　それから、用地買収の話が出たと思います。この着色部分の面積とか、この沿道沿いの買収というところなんです、私がいま一つよく分かっていないんですが、黄色いところと青いところを両方買収するということですか。

吉澤市民福祉部長　どちらも買収します。

渡辺委員　この地図の全体が小さいのでよく分からないんですが、このさわやかセンターの近くにお墓なんかもあると思うんですが、お墓は買収しないですね。

吉澤市民福祉部長　今回の買収の中には含まれておりません。

大平委員　まず、210億円という金額、概算だと思いますが根拠を教えてください。

吉澤市民福祉部長　資料中の書き方としては、メーカーからの見積りと一言で記述している部分もあるんですが、複数のメーカーから例えば44トンの施設で実施した場合にどのぐらいで可能かというような書き方をした上で、それをさらにこの場合はどうだ、この場合はどうだというような詳細について条件を設定して、それについて回答が来たらまたそこに聞くというようなやり方を経て決定といいますか、想定の数値として210億円を出したとい

うことであります。根拠としてはそういうことになります。

大平委員 複数のメーカーで見積りを取ったということですか。これはどう見ればいいですか。これはもちろん概算なので確定ではないんでしょうけど、往々にしてこういう超大型施設は事業費がかなり膨らむと思います。どのくらい膨らむか分かりませんが、そういうものを想定して、見積りには入れていないですよ。恐らく現状の資材単価とか、プラントの規模だとか能力とか、そこら辺を含めて勘案したものだと思います。先々のことについては全くないままの金額なんですか。

吉澤市民福祉部長 今回の時点での想定できる金額ということですので、この後の変動については今の時点で当然見込んではいませんから、そういう意味では今の時点の金額210億円ということでもあります。ただ、一般的に大型事業は増嵩しそうだから多めにというような、そういう操作は全然しておりませんので、メーカーアンケートの結果ということでもあります。

大平委員 我々も決まったら説明をする必要があるんで、特に住民の方は金額とか、施設の内容もそうでしょうけど気になるところで、将来負担については非常に懸念するところだと思うんです。そこら辺の説明は今後、具体的にはいつ頃されるのか、もしあったら教えていただきたいのと、その内容は細かな形で出るのか、そこも含めてお願いします。

吉澤市民福祉部長 将来負担ということは、市民の皆様の負担が増えるというような心配をされているかどうかということであれば、ごみ処理手数料については今回のこととは別の検討として、ずっと処理手数料を据え置いてきておりますのでその適正化ということはこれも含めてですがそれとは別に検討を既にしております。それについてはまだお示ししておりませんが、結果としては新ごみ処理場の建設を待たずにお示しをできればしたいと考えております。

大平委員 それは大体いつ頃になるんでしょうか。市民が関心あるのは、恐らくその部分が大きいのではないかと。そして、ごみ収集と個別の搬入のときとか、あるいは大型ごみ、今はないですが春になるといろんなものの搬入がそれぞれあるかと思います。そういう市民が主に利用する部分についての大幅な変更があるのかないのか、そこも含めて気になるところではないかなと思います。それはどういう形で説明をされるのか、それともまだそんな段階ではないのか、それについて教えてください。

吉澤市民福祉部長 環境審議会という審議会がありますので、そちらへの諮問の時期も含めて今検討中であります。

大平委員 分別のことですが、少し種類を増やしていくということですが、生ごみの扱いについてです。せっかく新しい施設になったときに、20年後と先ほどおっしゃいましたが、ではその後に例えば目一杯施設を使い、その後に多少使ったとしても、その稼働年数に達したときにまた同じことをさらに金額的に規模を拡大することが想定されます。これは遠い未来ではなくて、具体的に考えておかないといけないということを含めれば、ごみの減量化を大幅に進めていかない限り一般会計の負担もそうでしょうけど、様々なところで負担が生じる案件かなと思うんです。

その辺も先を見通してみれば、生ごみというのは非常に大きい部分ではないかなと思います。ここの処理は、例えば分別収集してリサイクルに回しその分を減量化に持っていくとか、あるいは事業者が出す生ごみとかについても持ってきたときに分別をして、そうし

た上でリサイクルする。よく堆肥に回す事業がありますが、そういう取組はやっぱり進めていかないとなかなか続かないのかなと正直思うんですが、その考え方についてはどうなんでしょうか。

吉澤市民福祉部長　まず、新ごみ処理施設の稼働年数ですが、これから発注しようとしているDBOについては20年を想定していると言ったものの、施設の寿命的には一般的にはもっとありますし、適切なメンテナンスをしていければ30年、40年、あるいは50年という稼働が可能だと考えております。とはいえ、ごみの減量は、それがどうなるかにかかわらず進めていかなければならないことでありまして、確かにこの新しい区分では生ごみという区分はありませんが、それは燃やせるごみの中に今包含しています。「資源化を進めるために」ということは、ごみとして出す量を減らすために新たな区分を追加したものでありますし、これについてはこれで終わったということでもありません。本市は今のところ分別の区分がかなり粗いというか大まかなくくりできていますので、先進地に倣えばもっと細かい分別も想定できると思いますが、まずは今お示しした新設の区分でありますとか、内容の変更の区分をした後にさらに進めていくということは当然検討すべきだと考えております。

大平委員　先々で考えていくというレベルの話ではなくて、これだけ人口がどんどん減っていつてきて、ごみの減量についてさっきお示しいただいた棒グラフでは緩やかな減量になっていますが、私はもっと減量して環境負荷をかけなかったり、あるいはそれをリサイクルで循環するような、もっと市民を巻き込んだ取組をしないと財政上も非常に圧迫されるような感じになってくると思うんです。

どちらにしても、もう6年後に始まるわけですからやっぱりそこを早期にやっていただいて、それを考えたとしても実行に移すのは時間がかかりますから、市民に周知するのも時間がかかりますから、そこら辺を考えますと、本当に早くやっていただきたいし、示していただきたい。そして、市民と一緒に減量化に向けてやっぱり進めていく必要があると思うんですが、その辺のお考えを聞きして終わりたいと思います。

吉澤市民福祉部長　市民の理解がなければスムーズに進みませんし、市民も潜在的には環境意識が高まっていると考えられますので、それを実際の行動としてごみ減量につなげていくところの啓発は新ごみ処理施設の稼働の時期にかかわらず、できることは新年度から着手できるものもあるでしょうし、あるいは新しい区分のときに、これは当然地元に入って説明をしなければいけませんので、そのときにより広い視点での啓発を含めて行うということは既に考えているところであります。

星委員長　ほかにいかがでしょうか。(なし)なければ、質疑を終結します。本件については、引き続き調査することで異議ありませんか。(異議なし) そのように決定しました。

1時間が経過しましたが、本日の議題が終わるまで続行したいと思いますので、よろしいでしょうか。(異議なし)

④「のる一と魚沼」の実証運行状況等について

星委員長　④「のる一と魚沼」の実証運行状況等についてを議題といたします。執行部に説明を求めます。

吉澤市民福祉部長　それでは、のる一と魚沼の実証運行状況等について、生活環境課長から御説明をいたします。

関生活環境課長　それでは私から説明をさせていただきます。(資料「「のる一と魚沼」の実証運行状況等について」により説明)

星委員長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

磯部委員　この利用実績、非常に示唆に富んでいると思っていて、想定以上の利用者が運行結果が得られたというところは非常に好印象かと思うんですが、登録が増えていて総乗客数も増えているという中で実利用者数はほぼ横ばいなんですけど、ここについてはどう思われますか。

関生活環境課長　まず使ってみようという方の登録は確かにあったと思いますが、実際の利用する頻度といますか、それは登録した方々それぞれでやはり差があると思っております。いわゆる登録者数と同じような伸びはなかったとは考えております。

あと、医療機関の受診につきましても、なかなか回数的にも、月に何度もというような外来受診は、最近としては3週間に1回とか、90日に1回とか、そういったケースもあろうかと思しますので、実利用者数が直ちに登録者数に合わせて伸びるような状況ではなかったと考えているところです。

磯部委員　今の分析を聞いて、非常に私の思うところと似ているところもあったのですが、要は登録して使ってみて、刺さる人にはかなり刺さっている。ただ、刺さらない方もいらっしまったのかと私も受け止めています。その中で、登録が増えているというのは認知度が着実に拡大していて、1月にも100人増えているというのは個人的にびっくりしたんですが、つまりコアに刺さっている人以外にも登録者数を増やして利用者数を拡大することが非常に重要なのかなと思いました。

あとは、例えば観光客とかにものる一を使っていただいて、非常に便利だと思っただけの可能性が極めて高いのではないのかなと思うんですが、そういった横に広がるような使い方についてはどのように想定されているのかお伺いしてよろしいでしょうか。

関生活環境課長　まず、利用の拡大につきましては、例年無料期間というのを1か月やっております。いわゆる登録をして初めて利用してもらうという、その辺に結びつけるように啓発していきたいと思っております。

あと観光客への利用につきましては、実際の一部の路線では非常に使ってもらっている路線もあるわけなんですけど、のる一につきましてもぜひ交通結節点の小出駅から小出地域、湯之谷の一部地域へもすごく乗りやすくなっているんで、またそういった観光事業者にもPRをしながら利用拡大に努めていきたいと考えております。

磯部委員　おっしゃるとおり、他交通、電車とかとの接続はかなり重要だと思っておりますので、そういったところについて工夫というか、周知をしていただければと考えていただければと思います。ただ、実利用者数が伸びなければ、結局成長しない踊り場みたいになってしまう可能性があるんで、そこは注視して見ていただければと思います。以上です。

大平委員　今の関連ですが、市外の方、市内の方とか、あるいは年代の内訳はどのように把握されているんですか。

関生活環境課長　利用者、年代、性別など、詳しくは統計を取っていないんですが、利用者

の内訳としては高齢者が大半を占めていると考えております。

大平委員 統計を取っていないとおっしゃったんですが、統計は取れるのではないですか。取ったほうがいいのではないですか。観光客をやっぱりもうちょっと利用していただきたいという話があるので、どのぐらい利用されていて、このぐらいは増やそうというぐらいの目途は要ると思います。それはどうですか。

吉澤市民福祉部長 登録した方が乗るといふそういうシステムですので、登録者の属性は分かります。どこで乗ってどこで降りたかも分かります。来市の目的であるとかまでは聞かない限り分からないということで、実際の乗降の記録としてのそれは統計をあえて取ってはいませんが、そこは吐き出せばすぐ取れます。属性と乗った地点、降りた地点、何時に乗って何時に降りたとかということは出ます。

大平委員 アンケートだとか取っていないんですか。1年がたって、これから取るのか。要は、さっき登録は増えているんだけど実利用が増えていない。ということであれば、その要因が何か。恐らく利便性だとか、利用したんだけどどこがまずくて合わないなと思うのか、そこら辺の意識調査みたいなものをやっぱり定点で取っていくことは大事ではないかなと思いますが、そこら辺はどうですか。

関生活環境課長 登録者数につきましては、やはり新しい技術を使った交通ということで、まずは1回は乗ってみよう、使ってみようという方で登録者数は伸びたと思います。ただ、それぞれの生活の中で実際必要かどうかというのは様々でして、実際自家用車に乗ってる方も登録をして1回は使ったという方も大勢いたのかと思います。その辺の利用実態につきましては、知らない人がいるとすればPRが不足しないように、先ほど言ったとおり無料キャンペーンとかを通じて拡大は進めていきたいと思っていますところ です。

大平委員 そうではなくて、アンケートを取らないんですかという話です。

吉澤市民福祉部長 簡易な取り方としては、のるーと車内にアンケート用紙を置いておき、あるいはQRコードをつけておいて回答してもらうということは技術的にはできます。それを実証運行が終わって本格運行に移行するときにそれをしたかということ、実績が伸びているという判断を既にしているので、それはしていません。ただし、今後のさらなる普及拡大のためにそういう手法が必要ということで、公共交通協議会でものるーとについてはほかの課題も含めて御意見をいただいている部分もあるので、実際のニーズとかその把握のために、アンケートがいいかどうかはまた検討させてもらいたいと思いますが、いずれかの方法で調査は必要かなと考えております。

大平委員 スマートフォンが伸びているとさっき報告があったので、ぜひスマートフォンを利用されている方に簡単にアンケートをとって、こういうのが良かったとか、ここはまずいとか、動向も含めて、いろんなリアクションを日常的につかめるのではないかと思います。これを成功させるためにぜひそういうものは蓄積していただいて、それで良い面・悪い面も含めてやっていただければと思います。

もう1点ですが、評価のところ的狀況は書いてあるんだけど、往々にしてこういう新しい制度をやると、例えばトラブルとか不慣れなところで結構混乱したとか、そういうのが出てくるのかと思ったらその記述がないので、実際どうなのかを教えてくださいか。

関生活環境課長 のるーとが始まった当初は、やはり予約の仕方が分からないとか、あとの

る一と魚沼については登録制になっているので最初の登録に電話の時間を要してなかなかつながらないとか、そういった状況が見受けられました。最近につきましては、登録者数も伸びてはおりますが、スタート当初に比べれば電話が埋まるというような状況も徐々に減ってきておりますので、そういった点は解消されていると思います。あと、LINEですとかアプリによるスマートフォンの予約についても徐々に浸透はしてきたので、その辺は少しずつ慣れてきていただいているのかと感じているところです。

大平委員 電話ではなくて、スマートフォン等の予約をできればもっと増やしたいというのがあると思います。そこを必須と捉えて、さらなるスマートフォンの予約を増やすために施策としてでもいいですし、実際の現場の取組でもいいんですが、例えば高齢者の方がなかなか不慣れであればそれを手助けするサポート、集落支援員か何かでやるという話があったと思います。それも含めて、もっとチャンネルを増やして広く普及拡大を進める考えがあるのかどうなのか、今実際にどういう状況なのか、教えていただけますか。

吉澤市民福祉部長 のる一の実証運行を開始する前の説明会では、集落支援員の皆さんにも出してもらって実際のスマートフォンの操作をその場でやったという取組を小出地内のいろんなところでやらせてもらいました。その後、そういう全体的なキャンペーン的な機会は多分なかったと思うんですが、個々の集落自治会等の求めがあれば行っていると思います。本格運行に移行するタイミングで、前回の実証運行開始のときとは違うやり方でのスマートフォンの操作も含めての説明会、あるいは勉強会というようなことは考えてもいいかと思っています。それについては前回来てもらった集落支援員もいらっしゃるので、担当課と調整をしたいと考えております。

渡辺委員 幾つか聞かせてください。まず、指定停留所にはたしか看板がありました。そこには、例えばスマートフォンでQRコードを読み取ると登録ができて予約ができるみたいな、そういった案内とかは出ていますか。

関生活環境課長 指定停留所は106か所ありますが、全部停留所の表示があるわけではなくて、主要な部分と、施設が広く乗り降り場所ですいうところには停留所の表示はしてあるんですが、大半は停留所の表示がないような感じになっておりまして、QRコードとかそういったものの表示も今はないような状態です。

渡辺委員 予算をちゃんと確保していただかないとできないことですが、登録と一緒に利用ができるかと思えますし、それから乗車直前まで予約が可能だということであれば、やはり観光客が利用するにはせめて指定停留所が小出駅とか病院だけでなく、できればの中に高速バスなんかも入れてもらいたいと思います。観光客の皆さんが乗降するような場所には指定停留所としての看板と同時に、運行時刻の表示やQRコードを読み取ればすぐに利用できるというような仕組みが大事ではないかと思うんですが、そういったところの検討はいかがでしょうか。

関生活環境課長 インターチェンジのバス乗り場、確かにここには表示はないので、観光客に対してのPRといいますか、そういうところに非常に有効と感じました。どういった箇所がふさわしいかどうかというのを検討させてもらって、少しでも利用拡大につながるようにしていきたいと思っております。

渡辺委員 あと、観光案内所としては深雪の里のところと、外れてはいるんですが浦佐駅でも観光案内等をしております。小出駅も含めてですが、そういったところには冊子として

持ち帰れるようなものをちゃんと設置するですとか、とにかくこれを利用していただく工夫が必要ではないかと思しますので、この点も検討いただきたい。

その上で、この4月から本格実施になるということですが、実証運行を例えば次は堀之内でしょうとか、次は広神でしょうとかというような、そういった計画というものは今後、まずは実証運行でいいですので、ありますでしょうか。

関生活環境課長 利便性の向上というところでは、そういった拡大というのは検討の余地はあるかと思いますが、今のところさらなる面的な拡大をしていくというような計画はありません。以上です。

渡辺委員 この魚沼市で生活していただく上では、この公共交通は非常に大事ですし、面的な拡大をするときにはハブとなる停留所というんでしょうかね、あまりにもエリアが広すぎると時間内で走るということができなくなりますから、やはり乗り継ぎ等も必要になってきます。そういったときには、どこをハブにするのかという検討がこれから必要ではあると思いますが、近い将来、なるべく早い段階で拡大をしていく。特に、小出とそれから堀之内は2つの拠点としてこれから考えていかなければなりません。次回早めに、実証運行するとすれば私は堀之内であろうと思しますので、そこら辺をぜひ検討いただきたい。

それで、この地図を見ると、基幹病院まで行けるのかなと思ったんですが、入っていないですか。

吉澤市民福祉部長 水の郷の際までが小出地域ではあるので、地図上ではそういうふうに見えてしまうかも分かりませんが、基幹病院は入っていません。

渡辺委員 そのこの課題が解決されるように、2つの地域をまたがってもお互いにそこだけ協定みたいなものが結ばればその1か所だけでも停留所として使うこともできますし、また浦佐の駅なんかもお互いの協定の中でやっていける協議会同士の協定があればというようなこともあります。ぜひその辺りの検討もできればと思いますが、いかがでしょうか。

関生活環境課長 隣の南魚沼市の協議会との協定といいますか、協議を調える必要もありますし、あとそれぞれの交通事業者もあります。なるべくそういった方向になるように協議といいますか、検討のほうは進めていきたいと思いますが、直ちにですとか、その辺がなかなか言いづらいところでもあります。当然そういったところの利便性の向上というのは念頭に置いているところでもあります。以上です。

星委員長 ほかにいかがでしょうか。(なし) なければ、質疑を終結します。本件について、引き続き調査することで異議ありませんか。(異議なし) そのように決定しました。

⑤魚沼市省エネルギー家電等入替促進事業の拡充について

星委員長 ⑤魚沼市省エネルギー家電等入替促進事業の拡充についてを議題といたします。執行部に説明を求めます。

吉澤市民福祉部長 魚沼市省エネルギー家電等入替促進事業補助金につきましては、これまで既に実施をしている補助事業であります。このたびこの補助制度の拡充についてまとめましたので、資料をもって御説明をしたいと思います。説明は、生活環境課長からさせていただきます。

関生活環境課長 それでは私から説明をさせていただきます。(資料「魚沼市省エネルギー家

電等入替促進事業の拡充について」により説明)

星委員長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

渡辺委員　拡充したということなのですが、以前からエアコンは市内に本店のあるところで3万円と、市外が1万5,000円が変わっていないように思うんですが、拡充した部分というのはどこに当たりますか。

関生活環境課長　拡充した部分は、LEDの照明器具を追加したということです。

星委員長　ほかにいかがでしょうか。(なし) なければ、質疑を終結します。本件については、引き続き調査することで異議ありませんか。(異議なし) そのように決定しました。

⑥災害救助法適用に係る要援護者の除雪支援について

星委員長　⑥災害救助法適用に係る要援護者の除雪支援についてを議題といたします。執行部に説明を求めます。

戸田市民福祉部副部長　この冬の大雪に際しまして、災害救助法が適用になりましたが、それに係る要援護者の除雪支援につきまして、茂野介護福祉課長から御報告いたします。

茂野介護福祉課長　それでは資料につきまして説明をさせていただきます。(資料「災害救助法等適用による要援護者の除雪支援について」により説明)

実施業者の皆さんについては、短期間で集中的または長期的、連続的な降雪ということで大変な作業であったということでしたが、2月上旬以降まとまった降雪が少なかったということで、先ほども申し上げましたとおり、この期間内に救助の必要な世帯への支援が終了したということで捉えているところでございます。

以上、簡単ではございますが、災害救助法適用に係る要援護者の除雪支援についての報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

星委員長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) なければ、質疑を終結します。本件については以上といたします。

その他、執行部から報告事項等はありませんか。(なし) 委員の皆さんから、ほかに御意見・協議事項等はありませんか。(なし)

以上で本日の日程は全て終了しました。本日の会議の作成については委員長に一任願います。本日の福祉文教委員会はこれにて閉会といたします。

閉　　会 (17:26)

福祉文教委員会

委員長 星 直樹